

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJESCOを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ(政令で平成28年と規定)

特措法施行から10年が経過

## PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

(PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」

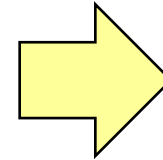
(平成24年8月)

- 当初の処理期限までの処理完了は困難
- 新たな処理期限(平成39年3月31日)の設定

- 現状の処理ペースのままでは、平成28年までに全体の7~8割程度の処理にとどまる見通し

### 【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設における処理推進のための増設・改造を含め必要な処理体制が確保されるよう取り組む必要。

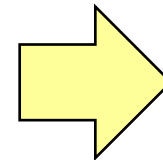


- 未だ処理が進んでいない機器の処理を行うための施設の整備
- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

- 操業期間の経過に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

### 【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設に関する設備の点検や更新等の取組についての指導を行うとともに、財政支援を行うこと等により安全かつ確実な処理が可能な施設の維持を図ることが必要。



- 処理期間の延長が見込まれるこのタイミングで、設備の安全性の補修・修繕等を行う。

JESCO(全国5箇所の拠点的広域処理施設)